

赤情審第8号
平成23年10月12日

赤磐市議会
議長 小田百合子様

赤磐市情報公開不服審査会

会長 岡田雅夫

赤磐市情報公開条例（平成17年赤磐市条例第8号）第17条の規定に
基づく諮問について（答申）

平成23年9月15日付け、赤市議第118号による次の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

「委員会調査報告書」に係る部分開示決定に対する不服申立てについて
の諮問

答 申 第 6 号
平成 23 年 10 月 12 日
(諮問第 6 号)

答 申

1. 審査会の結論

赤磐市議会議長が、「委員会調査報告書」について部分開示とした決定は、赤磐市情報公開条例（平成 17 年赤磐市条例第 8 号。以下「条例」という。）の目的、解釈及び運用に鑑み、非開示とした部分のうち、別記 1 に掲げる部分については、開示すべきである。

2. 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人（以下「異議申立人」という。）は、平成 23 年 8 月 24 日付けで「委員会調査報告書」について開示請求を行った。

実施機関は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する、個人を識別できる情報（土地の地番、証人の氏名）を除く部分開示決定を行った。

その後、本件処分を不服として、平成 23 年 9 月 12 日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

調査報告書に記載された氏名及び地番は、公開されている百条委員会で既に公表されており、守秘されるべき個人情報には当たらない。

(3) 異議申立ての理由

異議申出人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、次のとおりである。

ア 市議会の議事録は全面公開されており、委員会の報告書のみ不開示は不当である。

イ もともと百条委員会は公開である。委員会調査報告書に記載された土地の地番、証人の氏名は、百条委員会で公表されており、守秘されるべき個人に関する情報に該当しない。

ウ 土地は、すでに取引の結果、赤磐市に移管されている。さらに既に公開されている。

エ 証言拒否（出頭拒否）した者の氏名の一部が非開示になっているが、特別公務員という公人であり、100条1項の選挙人その他の関係人に該当する者であり、この自治体の選挙人にとって知らしむべき個人である。

3. 実施機関の説明の要旨

(1) 百条委員会が出頭請求した証人の氏名について

報告書に記載された証人の氏名のうち、当時の周匝区長、当時の是里区長、元吉井支所産業建設課長、元吉井支所産業建設課主幹、元吉井支所長、現赤磐市議会議員の氏名については、公務員が含まれているが、当人らはいずれも地方自治法第100条第1項の規定により選挙人として出頭請求されており、職務遂行に当たらないため、条例第7条第2号の個人に関する情報にあたり、また同号ただし書のいずれにも該当しないため不開示とした。

(2) 土地の地番について

報告書に記載された土地の地番は、特定の個人が識別できる情報のため、条例第7条第2号の個人に関する情報にあたり、不開示とした。

4. 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 23 年 9 月 15 日	実施機関から諮問書を受理
平成 23 年 9 月 16 日	実施機関に不開示理由説明要求書の送達
平成 23 年 9 月 26 日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成 23 年 9 月 26 日	異議申立人に不開示理由説明書を送達し、意見書の提出を要求
平成 23 年 10 月 4 日	異議申立人からの意見書・意見陳述申出書を受理
平成 23 年 10 月 12 日	審議
平成 23 年 10 月 12 日	答申

5. 審査会の判断

(1) 審査会の審議事項について

審査会は、「委員会調査報告書」のうち、条例第7条第2号該当性について、検討を行った。

(2) 本件対象公文書及び本件請求文書について

本件対象公文書及び本件請求文書は、赤磐市議会が設置した「赤磐市元職員及び職員の背任及び虚偽公文書作成容疑調査特別委員会(以下、「百条委員会」という。)」が作成し、赤磐市議会議長に提出した「委員会調査報告書」である。

(3) 不開示情報該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ア 証人の氏名について

異議申立人は、本件文書の不開示部分のうち証人の氏名については、次の3点により守秘されるべき個人情報には該当せず、不開示は不当であると主張している。

その1点目は、百条委員会が公開で開催されていること。

2点目は、証人のうち出頭拒否した現市議会議員の氏名については、公人であり、選挙人にとって知らしむべきであること。

3点目は、証人のうち出頭拒否し赤磐市議会が告発した現市議

会議員の氏名は、新聞やテレビ報道において既に公表されていること。

イ 土地の地番について

異議申立人は、本件文書の不開示部分のうち土地の地番については、次の3点により守秘されるべき個人情報には該当せず、不開示は不当であると主張している。

その1点目は、百条委員会が公開で開催されていること。

2点目は、土地は、取引の結果、赤磐市に移管されていること。

3点目は、百条委員会が発行し赤磐市民に配布した中間報告書に記載されており、既に公表されていること。

これを検討すると、証人の氏名及び土地の地番は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当し不開示情報であるが、百条委員会の内容については、赤磐市議会本会議において中間報告がなされ、会議録として公にされていることから、条例第7条第2号ただし書ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報に該当するため開示すべきである。

以上のことから、証人の氏名及び土地の地番を条例第7条第2号に該当する個人に該当する情報であるとして行った不開示決定は、その一部を取り消し、開示すべきである。

(4) 結論

以上の理由から、当審査会は、「1. 審査会の結論」のとおり判断する。

赤磐市情報公開不服審査会

会 長	岡 田 雅 夫
副会長	木 津 恒 良
委 員	高 畑 知 功

別記 1

- 1 赤磐市議会本会議会議録で公にされている証人（当時の周匝区長・当時の是里区長・現赤磐市議会議員）の氏名
- 2 土地の地番のうち、赤磐市議会本会議会議録で公にされている土地（周匝 7 3 6 番地・周匝 8 5 3 番地・是里 3 1 1 9 - 1）の地番